とっとり思いやり消費ロゴマーク使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり思いやり消費ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いについて、 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 とっとり思いやり消費ロゴマークとは、別紙「とっとり思いやり消費ロゴマーク運用ガイドライン」(以下「ロゴマーク運用ガイドライン」という。)に定める県が制作した図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

(所管)

第3条 ロゴマークの使用に係る事務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)が所管する。

(ロゴマークを使用できる者)

第4条 ロゴマークを使用できる者は次に掲げる者とする。

- 一「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者登録要綱(令和4年9月15日付第202200117032号鳥取県生活環境部長通知)第4条の規定に基づき登録された事業者
- 二 とっとり思いやり消費の普及を推進するため使用させることが適当と消費生活センター所長が認めた者

(ロゴマークの使用目的及び用途)

- 第5条 ロゴマークは、使用目的が思いやり消費の認知度を向上させるものであって、かつ使用用途が次の 各号のいずれかに該当するものに限り使用することができる。
 - 一 思いやり消費に係るパンフレット、のぼり、ポスター、チラシ及び名刺への印刷
 - 二 思いやり消費に係るホームページ(ソーシャル・ネットワーク・サービスを含む。)への掲載
 - 三 その他消費生活センター所長が認めるもの

(ロゴマークの使用承認)

- 第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、とっとり思いやり消費ロゴマーク使用申請書(様式第1号)により消費生活センターに申請しなければならない。ただし、第4条第1号に規定する者については申請を要しない。
- 2 消費生活センターは、申請の内容を審査し、当該申請が次の各号に該当しない場合に限り、申請者に対し、とっとり思いやり消費ロゴマーク使用承認書(様式第2号)を交付する。
 - 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - 二 県の信用を失墜し、又は品位を害すると認められるもの
 - 三 第三者の利益を害すると認められるもの
 - 四 その他、不適切な使用であると消費生活センター所長が判断するもの
- 3 ロゴマークの使用承認期間は、前項の規定に基づき使用を承認した日から当該使用承認日が属する年度の翌年度の3月末日までとする。
- 4 第2項による使用承認は、ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)がロゴマークの一部又は 全部を独占して使用する権利を付与するものではない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守しなければならない。

- 一 ロゴマーク運用ガイドラインを遵守すること
- 二 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること
- 三 ロゴマークの使用によって発生した知的財産権、及び消費生活センターが提供するロゴマークの電子データ を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- 四 ロゴマークは、申請した使用目的及び使用用途に限って使用すること

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(著作権等)

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、鳥取県に帰属する。

(報告及び調査)

- 第10条 消費生活センターは、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を 行うことができる。
- 2 前項の規定により報告又は調査を求められた使用者は、これに応じなければならない。

(使用承認の取消等)

- 第11条 消費生活センターは、ロゴマークの使用について、使用者が使用承認の内容に違反していると認められる場合、若しくはロゴマークの使用中にロゴマークの使用目的又は用途が第6条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同項の使用承認を取り消し、当該承認に係る製作物の回収を命じることができる。
- 2 消費生活センターは、前項に規定する承認取消を行った場合は、当該取消しを受けた者にその旨を通知する。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により製作物の回収を命じられた者は、速やかに当該承認に係る製作物を回収しなければならない
- 5 消費生活センターは、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任 を負わない。

(使用承認を受けずにロゴマークを使用した場合の使用停止)

第12条 消費生活センターは、使用承認を受けずにロゴマークを使用した者に対して、その使用の停止を請求することができる。

(経費等の負担)

第13条 消費生活センターは、ロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

- 第14条 消費生活センターは、ロゴマーク使用者の個々の商品やサービス、事業等について、その品質等の保証 責任は負わない。
- 2 消費生活センターは、使用者が使用承認を受けたロゴマークの使用内容について、正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴマークを使用することが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら補償するものではない。
- 3 消費生活センターはロゴマークの使用者及びロゴマーク使用者の個々の商品やサービス、事業等について推 奨するものではない。

(賠償責任等)

- 第15条 消費生活センターは、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について、一切の責任を 負わない。
- 2 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、 消費生活センターは、それに関する一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴマークを使用した物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理 するものとし、消費生活センターは、それに関する一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は消費生活センター所長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

とっとり思いやり消費ロゴマーク使用申請書

		年	月	日
,	鳥取県知事 様			
	(申請者) <u>住</u> 所			
	_ 氏 名			
	とっとり思いやり消費ロゴマーク使用取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとよ 使用に当たっては、同要綱及びとっとり思いやり消費ロゴマーク運用ガイドラインに定め			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
1	担当者			
	所属部署			
	氏名(ふりがな)			
	電話番号			
	メールアドレス			
2	使用目的			
0	仕口口\^ (きた) ナフュのフィー しゃし マフィン・ \			
3	使用用途(該当するものにチェックをしてください。) □ パンフレット又はチラシへの印刷			
	□ ポスターへの印刷			
	□ 名刺への印刷			
	□のぼりへの印刷			
	□ ホームページへの掲載			
	□ その他()	

第 号 (年 月 日)

(申請者)

住 所

氏 名 様

職 氏名

とっとり思いやり消費ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあった とっとり思いやり消費ロゴマークの使用について、とっとり思いやり消費ロゴマーク使用取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用に当たっては、とっとり思いやり消費ロゴマーク使用取扱要綱及びとっとり思いやり消費ロゴマーク運用ガイドラインに定める事項を遵守すること
- 2 申請書に記載した使用目的及び使用用途以外に使用しないこと
- 3 その他